

アクサ生命健康保険組合規約 新旧条文対照表

新	旧
(一般保険料額及び調整保険料額の負担割合) 第44条 一般保険料等額(うち一般保険料分)及び調整保険料額の94分の53.0は事業主、94分の41.0は被保険者において負担する。 (介護保険料額の負担割合) 第44条の2 介護保険料額の2分の1は事業主、2分の1は被保険者において負担する。 (子ども・子育て支援金額の負担割合) 第44条の3 子ども・子育て支援金額の2分の1は事業主、2分の1は被保険者において負担する。 (予備費の費途) 第47条 一般勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。 略 3 子ども勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。 □1) 子ども・子育て支援納付金 □2) 還付金 □3) 積立金 □4) 一般勘定繰入 □5) 雑支出 (準備金の保有方法) 第48条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の3に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。 略 2 介護納付金及び子ども・子育て支援納付金に係る準備金は、原則として前項第1号の	(一般保険料及び調整保険料の負担割合) 第44条 一般保険料額及び調整保険料額の94分の53.0は事業主、94分の41.0は被保険者において負担する。 (介護保険料の負担割合) 第44条の2 介護保険料額の2分の1は事業主、2分の1は被保険者において負担する。 (予備費の費途) 第47条 一般勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。 略 (準備金の保有方法) 第48条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の3に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。 略 2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号の方法によって保有しなけれ
附 則 (子ども・子育て支援金額の負担割合) (予備費の費途) の子ども勘定の追加 (準備金の保有方法) の子ども・子育て支援納付金の追加 この規約は、令和8年4月1日から施行する。	